

# 沖縄島北部における捕獲ネコの返還・譲渡要領

環境省沖縄奄美自然環境事務所

(目的)

第1条 この要領は、鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づき、沖縄本島北部地域において捕獲されたネコを譲渡するに当たって必要な基準を定めることにより、事務手続きが円滑に行われることを目的とする。

(返還の優先及び申請)

第2条 保護収容されたネコのうち、飼い主から返還の申し出があった場合は、適正飼養等の意思を確認の上、これを優先して返還するものとする。

2 返還の申し出を行う場合は、別記様式第1で定める返還申請書を周知期間内に当所へ提出するものとする。

3 当所の指定する場所まで、ネコを引取りに来ること。

(自ら飼養する場合の譲受け申請及び資格)

第3条 自ら飼養することを目的としてネコの譲渡を希望する場合は、様式第2で定める譲渡申請書を周知期間内に当所へ提出するものとする。

2 譲渡対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) ネコの生態、習性及び生理を理解し、責任を持ち飼養すること。

(2) ネコによる生態系への影響や、人と動物の共通の病気等を理解し、完全室内飼養を行うこと。また、飼養予定場所がネコの飼養が可能な場所であること。

(3) 同居する家族全員の同意が得られていること。なお、未成年者が引き取りを希望する場合は、保護者の同意が得られていること。

(4) 予期せぬ病気や遺伝的疾患を持っている可能性があることを承知し、ネコの安全・健康管理を適切に実施すること。

(5) 近隣住民に迷惑をかけずにネコの飼養を行うこと。

(6) 譲受けたネコの販売や遺棄、処分をせず終生飼養を行うこと。

(7) 動物の愛護及び管理に関する法律や居住する都道府県及び市町村の定める条例等を遵守し、必要な手続等を行うこと。

(8) ネコを飼養できなくなった場合、上記(1)から(7)に掲げる要件に合致する譲渡先を見つけること。

(9) 当所の指定する場所まで、ネコを引取りに来ること。

(10) その他、当所が必要と認める事項

(第三者への譲渡を目的とする場合の譲受け申請及び資格)

第4条 第三者への譲渡を目的としてネコの譲渡を希望する場合は、様式第2で定める譲渡申請書を周知期間内に当所へ提出するものとする。

2 譲渡対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 動物の愛護活動を行う個人又は法人(団体)であることとし、規約、定款、活動内容が確認できる書類や、譲渡実績が確認できる書類のいずれかを提出すること。

(2) 譲渡個体を飼養する施設を申請者の責任の下で管理していること。

(3) ネコの生態、習性及び生理を理解できている者であること。

(4) ネコによる生態系への影響や、人と動物の共通の病気等を理解していること。

(5) 予期せぬ病気や遺伝的疾患を持っている可能性があることを承知し、ネコの安全・健康

管理を適切に実施すること。

- (6) 近隣住民に迷惑をかけずにネコの飼養を行うこと。
- (7) 譲受けたネコの販売や遺棄、処分をしないこと。
- (8) 動物の愛護及び管理に関する法律や申請者の住所地を管轄する都道府県及び市町村が定める条令等を遵守すること。
- (9) 譲受けたネコは、前条の（１）から（７）に掲げる要件に合致する譲渡先へ引き渡しを行うこと。
- (10) 当所の指定する場所まで、ネコを引取りに来ること。
- (11) その他、当所が必要と認める事項

（返還・譲渡の事務手続）

第5条 ネコの返還・譲渡に係る事務手続は、当所において行うものとする。

2 返還・譲渡の申請を行う際には、本人確認書類を提示し、申請書の原本を提出するものとする。

※本人確認書類とは、官公署の発行した「顔写真付」証明書を指す。「顔写真付」証明書がない場合、各種健康保険被保険者証や各種年金手帳等2点を提示すること。

なお、引き取りを代理人が実施する場合、申請者の本人確認書類及び代理人の本人確認書類の提示を行うこととする。

（委任）

第6条 この要領に定めのない譲渡に関する事項については、環境省沖縄奄美自然環境事務所長が定める。

附則

この要領は、平成14年1月15日より施行する。

附則

この要領は、平成14年5月1日に一部改正する。

附則

この要領は、平成17年10月1日に一部改正する。

附則

この要領は、平成31年4月1日に一部改正する。

附則

この要領は、令和5年10月10日に一部改正する。